

議案第 83 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 12 月 28 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



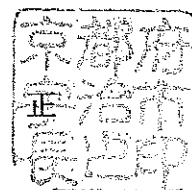
専 決 処 分 書

専決第16号

控訴の提起について、地方自治法第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和2年12月3日

宇治市長 山 本



控訴の提起について

京都地方裁判所平成26年（ワ）第3601号損害賠償等請求事
件について、令和2年11月19日に言い渡された判決に対して不
服があるので、次のとおり控訴を提起する。

1 当事者

控訴人

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 宇治市長 山本 正

被控訴人

[Redacted]

[Redacted]

2 判決の主文

- (1) 被告は、原告 [REDACTED] に対し、1130万6234円及びうち1111万6020円に対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告 [REDACTED] のその余の請求並びに原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの連帯負担とする。

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

資 料

1 概要

原告である [REDACTED] が運営する旅館が「平成24年8月13日から同月14日にかけての豪雨の際に床上浸水の被害を受けたのは、旅館の近傍を流れる山王谷川に設置されたスクリーンの構造や旅館に隣接する排水機場の運用方法に設置又は管理の瑕疵があったからである」として、本市に対し損害賠償を求めたものである。

2 控訴の理由

- (1) 京都府南部地域豪雨は、山間部からの土砂崩れや都市部の冠水等、京都府南部の広い範囲で被害を発生させた大災害であり、本件河川流域において土砂災害を引き起こすような集中豪雨が発生することを容易に想定できたとする裁判所の判断は納得できるものではない。
- (2) 本件スクリーンが目幅20cmの縦縞スクリーンに改修する対策が講じられていれば、本件溢水及び本件浸水の発生を回避することができた可能性が相応にあったとの判決であったが、改修後のスクリーンで本件溢水及び本件浸水を回避できる証拠もなく可能性のみを根拠とする裁判所の判断は納得できるものではない。

よって、本市がこれまで主張してきた内容と今回の判決は相反するもので受け入れがたいものと判断し、大阪高等裁判所に控訴するものである。